

**令和5年度 展示商談会での「島根県ブース」設置・運営業務委託
企画提案競技募集要領**

島根県では、島根県内の食品製造事業者の販路開拓・拡大支援のため、島根県外で開催される展示商談会への「島根県ブース」を出展している。

今回、島根県外で行われる展示・商談会での「島根県ブース」設置・運営業務について、企画提案を広く募集する。

1 企画提案の対象とする委託業務内容

詳細は別紙「展示商談会での「島根県ブース」設置・運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

2 事業予算額（上限）

14,400千円（消費税及び地方消費税相当含む）とする。

3 委託業務期間

契約期間：契約日締結の日から～令和6年2月29日 まで

4 応募者の資格

上記1に掲げる業務を仕様書に基づき的確に遂行する能力を有する企業であって、提案した内容について、県からの電話、電子メールまたはFAX等による質問等に対して迅速に対応ができること。また、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) 単独の法人若しくはコンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - オ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - カ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと
 - キ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと
 - ク 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入

札参加指名停止措置を受け、企画提案提出日においてその措置の期間が満了していない者でないこと

ケ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと

コ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと

サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと

シ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと

ス 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること

5 企画提案事項

以下の事項について企画提案することとし、各展示商談会で委託する業務については別表を参考とすること。

- (1) 運営計画の策定（業務委託に関する実施体制及びスケジュール）
- (2) 出展サポート（仕様書別記①～⑤）
- (3) 出展事業者向け事前説明会の開催（仕様書別記①～⑤）
- (4) 島根県ブースパンフレットの作成（仕様書別記①～⑤）
- (5) 島根県ブースの設計、設営・施工及び撤去（仕様書別記①、④、⑤）
- (6) 出展事業者向けアンケートの実施（仕様書別記①～⑤）
- (7) その他（自由提案に関すること）

6 企画提案参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和 5 年 4 月 4 日（火） 17：00（必着）
- (2) 提出方法 郵送（宅配便可）・持参
- (3) 提出先 本要領最下段 問い合わせ先と同じ
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案参加表明書（様式例 1）：1 部
 - イ 企画提案応募条件に係る誓約書（様式例 2）：1 部

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和 5 年 4 月 19 日（水） 17：00（必着）
- (2) 提出方法 郵送（宅配便可）・持参
- (3) 提出先 本要領最下段 問い合わせ先と同じ
- (4) 提出書類等
 - ア 企画提案書（任意様式）：（A 4 判片面（縦・横いずれも可）、ページ番号付き、横書き、左綴じを原則とし、図表等を含めて 40 ページ以内とすること。（図表等は必要に応じ、A 3 判の折り込みも可とする。）

- イ 業務実施体制図（５の（１）～（７）の事項を実施するための体制図）
- ウ パース（５の（５））
- エ 平面図（５の（５））
- オ 立面図（５の（５））
- カ 緊急時の保守等への対応について（５の（５））
- キ 見積書（業務を委託する展示商談会別（仕様書別記①、②、③、④、⑤）に分けて内訳を記載したもの）
 - ・本要領２に規定する委託業務費は上限額であり、超えることはできない。
 - ・展示商談会開催場所での滞在費用等すべての費用を含むものとする。
 - ・その他、仕様書の規定事項に基づく見積もりとすること。
- ク その他、企画提案の参考となる資料
 - ・過去に行った類似業務の実績
 - ・感染症リスクを下げるブース設計・運営の方針
- ケ 提出書類は印刷したものを５部（正本１部、副本４部）提出すること。
- コ 上記の提出書類を PDF 等の電子データとしたファイル版を、CD-R 等の電子媒体に記録したものを１個提出すること。

（５）留意事項

- ア 参加申込書の提出がない場合は、企画提案書の提出は受け付けない。
- イ 参加申込書の提出があっても、企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとす。
- ウ 提出できる企画提案は、１者１案とする。
- エ 提出された書類の差替え、変更及び取消は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- オ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

8 提案に係る質問

質問がある場合は、提出期限までに文書（様式例３）により提出すること（FAX、メールによる提出も可）。

- （１）提出期限 **令和５年４月７日（金） 17:00**まで
- （２）提出先 本要領最下段 問い合わせ先に同じ
- （３）質問に対する回答は、参加申込をしたすべての者に対し、電子メール又はFAXにより回答する
- （４）質問とは別に昨年度の状況等についての照会は、逐次対応する。

9 審査

（１）審査の方法

県は、企画提案者の中から、本業務の受注者を選定するため、次のとおり審査会を開催し、プレゼンテーション方式による審査を実施する。

- ア 開催日 **令和５年４月２６日（水） 予定**
- イ 審査会による審査
 - ・県は別途定める審査要領に基づき組織する審査会において審査を実施することとし、審査基準により企画提案書の内容や企画提案者によるプレゼンテーション等を総合的に勘案し、最も優れていると判断される企画提案者

を受託候補者として選定する。

- ・ なお、応募者多数の場合、審査会は書面による1次審査を実施し、プレゼンテーション方式による2次審査へ参加するものを選定する。

ウ プレゼンテーション

- ・ オンライン形式によるプレゼンテーションとする。
- ・ プレゼンテーションの出席者は、提案者ごとにそれぞれ3名以内とする。
- ・ 1事業者あたりの持ち時間は、プレゼンテーション 30分及び選定委員との質疑応答 10分以内とし、県が後日指定する時間割により提案者ごとに行う。
- ・ 機材や接続等、プレゼンテーションに関する技術的な事項については、参加者に別途指示する。
- ・ 企画提案書の提出日以降の新たな資料追加は認めない。

エ その他

- ・ 審査にあたり、事前に島根県職員をもって応募内容を確認するための聞き取りをさせることがある。
- ・ 審査会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じない。
- ・ 審査による評価が最も高い応募者を選定する。なお、審査会が選定した者（以下「委託先候補者」という。）が辞退した場合は、次点となった応募者を委託先候補者とする。ただし、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、委託先候補者を選定しないことがある。

(2) 審査基準

審査会は、審査に当たって以下の事項等について評価する。

ア 運営・体制（5の（1））

- ① 業務の進行管理について役割分担やスケジュールが適切に示されており、遂行能力が高い内容となっているか。
- ② 県、出展事業者、展示商談会主催者と綿密に連絡・調整できる内容となっているか。

イ 企画・提案

① 出展サポート（5の（2））

- ・ 出展事業者に対し、必要手続き等に関する情報をスピーディーかつ効果的に案内できる内容となっているか。
- ・ 商品情報等の必要書類について、出展事業者から効率的にとりまとめる内容となっているか。

② 出展事業者向け事前説明会の開催（5の（3））

- ・ 効率的に、出展事業者へ周知し、出欠等必要事項をとりまとめ、説明会を運営できる内容となっているか。

③ 島根県ブースパンフレットの作成（5の（4））

- ・ 展示商談会の来場者が、一目で島根県ブースをイメージでき、手に取りやすく、またバイヤーの商品取り扱いイメージを想起できるような内容となっているか。

④ 島根県ブースの設計、設営・施工・撤去（5の（5））

- ・ ブースは、装飾テーマを反映し、かつ見栄えの良いデザインとなっており、

県産品の魅力を伝えることができる内容となっているか。またブース全体が一体的な印象を受ける装飾・レイアウト内容となっているか。

- ・出展事業者用ブースの配置は、来場者にとって適切かつ、各出展事業者の公平性が保たれる内容となっているか。
- ・ブース内は、出展事業者の使い勝手がよく、動線が確保されている内容となっているか。
- ・出展事業者の商品を一見で把握でき、かつバイヤーが商品取り扱いイメージを想起できるような商品一覧棚となっているか。
- ・効率的かつ安全に装飾品を設置できる内容となっているか。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策は十分であるか。
*一般社団法人日本展示会協会が発出する「展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」に示される企画運営者としての対策を講じたうえで、さらに出展事業者が講ずべき対策もフォローしたものとなっているか。

⑤ 出展事業者向けアンケートの実施（5の（6））

- ・報告書は、アンケート結果が一目で理解しやすく、かつ出展事業者等が今後の商談の参考にできる内容となっているか。

ウ その他

- ① 仕様書の条件（パンフレット部数、ブース内備品等）が見積書に反映されているか。
- ② 提案の実施に必要な経費が予算の範囲内で適切に見積もられ、費用対効果が高く、経費節減に努めた内容となっているか。
- ③ 過去の類似事業について十分な実績があるか。
- ④ 自由提案は「島根県ブース」の効率的・効果的な設置・運営に資するか。

(3) 結果の通知

選定の結果については、企画提案書類を提出した者に対して文書で通知する。

なお、結果についての異議申し立ては受理しない。

10 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が応募したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する応募や応募に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び応募者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約の締結

委託先候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

- (3) 契約保証金
島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、同規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (4) 契約に伴う諸経費
委託先候補者の負担とする。
- (5) その他契約条項
委託先候補者との協議事項とする。
- (6) 委託費の支払
次に掲げる条件で支払う。
 - ⑤ 前金払
委託料の 30%を限度額として、前金払の支払を請求することができる。
 - ⑥ 部分払
部分払は行わない。
 - ⑦ 完了払
業務の完了を確認するための検査に合格し、成果物を引き渡したときは、委託料の支払を請求することができる。

1 3 スケジュール

日程	内容
令和 5 年 3 月 24 日(金)	企画提案募集（公募）開始 公募方法：本要領及び仕様書を県 HP に公開
4 月 4 日(火)17:00(必着)	参加申込書提出期限
4 月 7 日(金)12:00	質問受付期限
4 月 19 日(水)17:00(必着)	企画提案書提出期限
4 月 26 日(水)予定	プレゼンテーション、審査会実施
4 月下旬	選定結果の通知
5 月以降	委託契約締結

1 4 業者選定後の取扱い

県は、選定された企画提案者 1 者へ、業務委託仕様書に基づき予定価格の範囲内で見積もり合わせにより業務を委託する。また、業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容をもとに加除修正し、最終的な仕様書として提示することができるものとする。

1 5 問い合わせ先及び書類提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県しまねブランド推進課食品産業支援第二グループ

TEL 0852-22-6398・5122 FAX 0852-22-6859

E-mail tenjikai2@pref.shimane.lg.jp